

福島市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変更後

変更前

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

(1) ~ (9) ①~③ 略

基本計画における基本方針・目標指標と活性化事業



1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

(1) ~ (9) ①~③ 略

基本計画における基本方針・目標指標と活性化事業



2. 中心市街地の位置及び区域 略

3. 中心市街地の活性化の目標 略

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項
[1]～[2] 略

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： <u>栄町置賜町線道路事業</u> 事業内容： 整備延長L=220m W=22m 実施時期：平成18年度～平成22年度	福島市	福島駅前から国道13号までの都心中央地区の東西方向のアクセス強化と歩行者・自転車の安全性を確保し回遊性の向上に寄与する事業である。	支援措置の内容 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) 実施時期 <u>平成18年度</u> ～平成22年度	
事業名： <u>矢剣町渡利線道路事業</u> 事業内容： 整備延長L=200m W=16m 実施時期：平成18年度～平成22年度	福島市	福島駅南地区で鉄道を挟んだ東西地区における円滑な移動の強化を図り、周辺における今後の賑わいづくりと回遊性の向上に寄与する事業である。	支援措置の内容 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) 実施時期 <u>平成18年度</u> ～平成22年度	
事業名： <u>腰浜町町庭坂線道路事業</u> 事業内容： 整備延長L=366m W=25m 実施時期：平成18年度～平成26年度	福島市	本市の内環状道路に位置付けられる都市計画道路の <u>太平寺岡部線</u> に接続し、福島駅東地域における東西方向交通の流動強化を図る。 また、自転車の安全な走行環境を整備するため、歩道と並列する自転車道を整備することで、回遊性の向上に寄与する事業である。	支援措置の内容 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) 実施時期 <u>平成18年度</u> ～平成26年度	
事業名：高質空間形成施設 (略)	(略)	(略)	(略)	

2. 中心市街地の位置及び区域 略

3. 中心市街地の活性化の目標 略

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項
[1]～[2] 略

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： <u>栄町・置賜町線道路事業</u> 事業内容： 整備延長L=220m W=22m 実施時期：平成18年度～平成22年度	福島市	福島駅前から国道13号までの都心中央地区の東西方向のアクセス強化と歩行者・自転車の安全性を確保し回遊性の向上に寄与する事業である。	支援措置の内容 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) 実施時期 <u>平成21年度</u> ～平成22年度	
事業名： <u>矢剣町・渡利線道路事業</u> 事業内容： 整備延長L=200m W=16m 実施時期：平成18年度～平成22年度	福島市	福島駅南地区で鉄道を挟んだ東西地区における円滑な移動の強化を図り、周辺における今後の賑わいづくりと回遊性の向上に寄与する事業である。	支援措置の内容 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) 実施時期 <u>平成21年度</u> ～平成22年度	
事業名： <u>腰浜町・町庭坂線道路事業</u> 事業内容： 整備延長L=366m W=25m 実施時期：平成18年度～平成26年度	福島市	本市の内環状道路に位置付けられる都市計画道路の <u>太平寺・岡部線</u> に接続し、福島駅東地域における東西方向交通の流動強化を図る。 また、自転車の安全な走行環境を整備するため、歩道と並列する自転車道を整備することで、回遊性の向上に寄与する事業である。	支援措置の内容 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画) 実施時期 <u>平成21年度</u> ～平成26年度	
事業名：高質空間形成施設 (略)	(略)	(略)	(略)	

事業名:地域創造支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
事業名:旧米沢藩米蔵復元 事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
事業名:信夫山公園整備事 業 (略)	(略)	(略)	(略)	
事業名: <u>舟場町山下町線 道路事業</u> 事業内容: 整備延長L=65m W=9.5m 実施時期:平成23年度～ 平成26年度	福島市	現在、本市の内環状道路とし て福島駅の東西方向交通の強化 を図る目的で整備が進められて いる <u>腰浜町町庭坂線</u> と、福島市 図書館等の公共施設及び仲間町 地区暮らし・にぎわい再生事業 地の一方通行を解消し、安全性 を確保するとともに、回遊性の 向上に寄与する事業である。	支援措置の内容 社会資本整備総 合交付金 (都市再生整備 計画事業) 実施時期 平成23年度～ 平成26年度	
事業名:高質空間形成施設 ・腰浜町町庭坂線 (略)	(略)	(略)	(略)	
事業名:地域創造支援事業 ・腰浜町町庭坂線 (略)	(略)	(略)	(略)	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の項
事業名: <u>曾根田町桜木町線道路事 業(宮下町工区)</u> 内容: 整備延長L=340m <u>W=15m</u> 実施時期: 平成23年度～ 平成26年度	福島市	市役所新庁舎建設に伴い、現 在の一方通行による混雑緩和を 図り、中心市街地北部における 市役所と駅方面とのアクセス強 化と回遊性の向上に寄与する事 業である。	支援措置の内容 <u>社会資本整備 総合交付金 (道路事業(街 路))</u> 実施時期 <u>平成23年度～ 平成26年度</u>	

事業名:地域創造支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
事業名:旧米沢藩米蔵復元 事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
事業名:信夫山公園整備事 業 (略)	(略)	(略)	(略)	
事業名: <u>舟場町・山下町線 道路事業</u> 事業内容: 整備延長L=65m W=9.5m 実施時期:平成23年度～ 平成26年度	福島市	現在、本市の内環状道路とし て福島駅の東西方向交通の強化 を図る目的で整備が進められて いる <u>腰浜町・町庭坂線</u> と、福島 市図書館等の公共施設及び仲間 町地区暮らし・にぎわい再生事 業地の一方通行を解消し、安全 性を確保するとともに、回遊性 の向上に寄与する事業である。	支援措置の内容 社会資本整備総 合交付金 (都市再生整備 計画事業) 実施時期 平成23年度～ 平成26年度	
事業名:高質空間形成施設 ・腰浜町町庭坂線 (略)	(略)	(略)	(略)	
事業名:地域創造支援事業 ・腰浜町町庭坂線 (略)	(略)	(略)	(略)	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の項
(4)からの移設				

事業名： <u>太平寺岡部線道路事業</u> (御山町工区) 内容： <u>整備延長L=550m</u> W=25m 実施時期： 平成23年度～ 平成26年度	福島市	<u>中心市街地に流入する通過交通を分散し、渋滞緩和を図るとともに、</u> 信夫山地区の文教ゾーンと駅方面とのアクセス強化を図り回遊性の向上に寄与する事業である。	支援措置の内容 <u>社会資本整備総合交付金</u> <u>(道路事業(街路))</u> 実施時期 <u>平成23年度～</u> <u>平成26年度</u>
---	-----	--	---

(3) 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：福島駅前通り等整備検討会設置 事業内容： 整備計画の検討、利活用の検討 実施時期：平成20年度～ <u>平成24年度</u>	中心市街地活性化協議会分科会	福島駅と国道13号を結ぶ福島市の中心商業地を代表する通りと位置づけ、 <u>栄町置賜町線</u> (吾妻通り)・街なか広場・パセオ通り等を回遊の軸として、快適で魅力的な整備を図るため、利活用を含めた検討を行う。また、アーケードの老朽化が進み美観を損ねていることから、道路整備計画に合せ再設置・撤去も検討し、イメージアップによる回遊性及び賑わい創出に寄与させる。		
事業名：街なか広場整備検討会設置 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：福島都心中央土地区画整理事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：中央学習センター等整備計画策定事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(4)からの移設				
----------	--	--	--	--

(3) 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名内及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：福島駅前通り等整備検討会設置 事業内容： 整備計画の検討、利活用の検討 実施時期：平成20年度～ <u>平成22年度</u>	中心市街地活性化協議会分科会	福島駅と国道13号を結ぶ福島市の中心商業地を代表する通りと位置づけ、 <u>栄町・置賜町線</u> (吾妻通り)・街なか広場・パセオ通り等を回遊の軸として、快適で魅力的な整備を図るため、利活用を含めた検討を行う。また、アーケードの老朽化が進み美観を損ねていることから、道路整備計画に合せ再設置・撤去も検討し、イメージアップによる回遊性及び賑わい創出に寄与させる。		
事業名：街なか広場整備検討会設置 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：福島都心中央土地区画整理事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：中央学習センター等整備計画策定事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ②に移設				
(2) ②に移設				
事業名：小規模緑地整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： <u>太平寺岡部線道路事業</u> (太田町工区) 事業内容： 整備延長L=340m W=25m 実施時期：平成23年度～平成26年度	福島市	福島駅南地区で鉄道を挟んだ東西地区における円滑な移動の強化を図るとともに、福島駅西口までのアクセス道路として整備し、周辺における今後の賑わいづくりと回遊性向上に寄与する事業である。		
事業名： <u>矢剣町渡利線道路事業</u> (矢剣町工区) 事業内容： 整備延長L=270m W=16m 実施時期：平成23年度～平成26年度	福島市	福島駅南地区で鉄道を挟んだ東西地区における円滑な移動の強化を図るとともに、福島駅西口までのアクセス道路として整備し、周辺における今後の賑わいづくりと回遊性向上に寄与する事業である。		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
 - (1) 略

事業名： <u>曽根田町・桜木町線道路事業</u> 内容： 整備延長L=340m W=16m 実施時期： 平成23年度～平成26年度	福島市	市役所新庁舎建設に伴い、現在の一方通行による混雑緩和を図り、中心市街地北部における市役所と駅方面とのアクセス強化と回遊性の向上に寄与する事業である。		今後、都市再生整備計画に記載予定
事業名： <u>太平寺・岡部線道路事業</u> (御山町工区) 内容： 整備延長L=420m W=25m 実施時期： 平成23年度～平成26年度	福島市	信夫山地区の文教ゾーンと駅方面とのアクセス強化を図り回遊性の向上に寄与する事業である。		今後、都市再生整備計画に記載予定
事業名：小規模緑地整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： <u>太平寺・岡部線道路事業</u> (太田町工区) 事業内容： 整備延長L=340m W=25m 実施時期：平成23年度～平成26年度	福島市	福島駅南地区で鉄道を挟んだ東西地区における円滑な移動の強化を図るとともに、福島駅西口までのアクセス道路として整備し、周辺における今後の賑わいづくりと回遊性向上に寄与する事業である。		今後、都市再生整備計画に記載予定
事業名： <u>矢剣町・渡利線道路事業</u> (矢剣町工区) 事業内容： 整備延長L=270m W=16m 実施時期：平成23年度～平成26年度	福島市	福島駅南地区で鉄道を挟んだ東西地区における円滑な移動の強化を図るとともに、福島駅西口までのアクセス道路として整備し、周辺における今後の賑わいづくりと回遊性向上に寄与する事業である。		今後、都市再生整備計画に記載予定

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容
 - (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：五老内町地区暮らし・にぎわい再生事業(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：曾根田西地区暮らし・にぎわい再生事業 事業内容： 中心市街地の空きビル等を新たな集客施設として再整備する 公共施設： <u>アクティブシニアセンター(A・O・Z[アオウゼ])</u> 商業施設等 実施時期：平成21年度～平成22年度	㈱福島まちづくりセンター 福島市	福島駅の北側に位置する曾根田西地区において、平成10年に5階建ての商業施設が完成し百貨店等の入居により賑わっていたが、平成17年に百貨店が撤退したことにより1階から4階が空きビルとなった。土地建物所有者がテナントの誘致を行ったが、見通しが得られないことから、市が利活用に関与し建物の4階部分に公共施設の入居を行う。 公共施設については、福島駅南側にある「こむこむ館」が子どもの夢を育む施設であるのに対し、団塊世代の生涯学習の場となり、世代間の交流ができるような施設を整備する。また、公共施設の施設利用者を見込み、入居する店舗を誘致し再生することにより、街なか居住者の利便性向上や新たな集客を生み賑わいの創出に寄与する事業である。	支援措置の内容 暮らし・にぎわい再生事業 実施時期 平成21年度	
事業名：早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：仲間町地区暮らし・にぎわい再生事業(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：児童公園周辺整備事業(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：児童公園遊具整備事業(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：五老内町地区暮らし・にぎわい再生事業(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：曾根田西地区暮らし・にぎわい再生事業 事業内容： 中心市街地の空きビル等を新たな集客施設として再整備する 公共施設： <u>(仮称：アクティブシニアセンター)</u> 商業施設等 実施時期：平成21年度～平成22年度	㈱福島まちづくりセンター 福島市	福島駅の北側に位置する曾根田西地区において、平成10年に5階建ての商業施設が完成し百貨店等の入居により賑わっていたが、平成17年に百貨店が撤退したことにより1階から4階が空きビルとなった。土地建物所有者がテナントの誘致を行ったが、見通しが得られないことから、市が利活用に関与し建物の4階部分に公共施設の入居を行う。 公共施設については、福島駅南側にある「こむこむ館」が子どもの夢を育む施設であるのに対し、団塊世代の生涯学習の場となり、世代間の交流ができるような施設を整備する。また、公共施設の施設利用者を見込み、入居する店舗を誘致し再生することにより、街なか居住者の利便性向上や新たな集客を生み賑わいの創出に寄与する事業である。	支援措置の内容 暮らし・にぎわい再生事業 実施時期 平成21年度	
事業名：早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：仲間町地区暮らし・にぎわい再生事業(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：児童公園周辺整備事業(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名：児童公園遊具整備事業(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ②～(4) 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]～[2] (1)～(2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の項
事業名： 栄町南地区高齢者住宅整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 太田町東地区高齢者住宅整備事業 内容： 高齢者対応賃貸住宅、店舗、クリニックを一体的に整備 地上5階建て <u>賃貸住宅 24戸</u> 実施時期： 平成23年度～ 平成24年度	(有) アスク	当地区は、福島駅西口から南に約300mの太田町商店街のほぼ中央に位置している。住宅やマンション・アパートが混在しており、商店街はこれらの地域住民の暮らしを支え発展してきたが、近年は、地域人口の減少や高齢化などにより、店舗の減少や空き地の増加が課題となっている。本事業により高齢者の増加に対応する居住環境の整備や地域住民の交流の場としての広場を整備することで、賑わいの創出・定住人口の増加に寄与する事業である。	支援措置の内容 <u>社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業)</u> 実施時期 <u>平成23年度～平成24年度</u>	

(3) 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の項
事業名 家賃助成制度等の導入 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ②～(4) 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]～[2] (1)～(2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の項
事業名： 栄町南地区高齢者住宅整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4)からの移設				

(3) 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 家賃助成制度等の導入 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ②に移設				
事業名 借上市営住宅供給促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

事業名 太田町東地区高齢者住宅整備事業 内容： 高齢者対応賃貸住宅、店舗、クリニックを一体的に整備 地上5階建て <u>賃貸住宅 20戸</u> 実施時期： 平成23年度～ 平成24年度	(有) アスク	当地区は、福島駅西口から南に約300mの太田町商店街のほぼ中央に位置している。住宅やマンション・アパートが混在しており、商店街はこれらの地域住民の暮らしを支え発展してきたが、近年は、地域人口の減少や高齢化などにより、店舗の減少や空き地の増加が課題となっている。本事業により高齢者の増加に対応する居住環境の整備や地域住民の交流の場としての広場を整備することで、賑わいの創出・定住人口の増加に寄与する事業である。		
事業名 借上市営住宅供給促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： <u>仲見世整備事業</u> 事業内容： 老舗飲食店街の老朽化に伴う再生整備 (テナントミックス店舗の配置、市民が利用できる広場等) 実施時期：平成22年度	(株) 仲見世	福島市中心街のパセオ通りに面し、昭和40年代から老舗飲食店街として一時代を築いた「仲見世」の老朽化に伴う全面閉店を受け、子どもや高齢者が利用できる広場の整備や夜間店舗以外にも来街者が滞留できるよう、昼間営業を行うテナントミックス店舗を配置し歩行者通行量の増加、商店街の活性化に寄与する事業である。	支援措置の内容 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定 実施時期 平成22年度	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金の活用 法第48条に基づく地方税の不均一課税に伴う措置

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： <u>(仮称)仲見世整備事業</u> 事業内容： 老舗飲食店街の老朽化に伴う再生整備 (テナントミックス店舗の配置、市民が利用できる広場等) 実施時期：平成22年度	(株) 仲見世	福島市中心街のパセオ通りに面し、昭和40年代から老舗飲食店街として一時代を築いた「仲見世」の老朽化に伴う全面閉店を受け、子どもや高齢者が利用できる広場の整備や夜間店舗以外にも来街者が滞留できるよう、昼間営業を行うテナントミックス店舗を配置し歩行者通行量の増加、商店街の活性化に寄与する事業である。	支援措置の内容 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定 実施時期 平成22年度	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金の活用 法第48条に基づく地方税の不均一課税に伴う措置

・当該中小小売商業高度化事業が当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組にもたらす影響

本計画区域の商品販売額は平成9年の商業統計調査では、89,390百万円であったものが、平成16年の調査においては63,921百万円と平成9年の71.5%に落ち込んでいます。また、歩行者・自転車通行量も平成12年と平成18年を比較すると平日・休日とも減少している。

表 歩行者・自転車通行量（調査地点9箇所）

	平日	休日
平成12年	46,331人/日	26,019人/日
平成18年	31,865人/日	25,428人/日
増減率	△31.2%	△2.3%

本事業の実施により、商店街に不足する業種の解消を図り、大型店などに流出している商圏内購買客の呼戻しを行うことや、商店街の回遊性を向上させることで商業活性化に寄与することが期待できる。

・個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力向上にどのように結びつき、また逆に商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結びついているのか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容

近年の福島市の中心市街地は、核となる大型商業施設の相次ぐ撤退によって、来街者の減少とともに地元での消費購買が極端に低下している状況にある。

このような状況を打破し来街者の増加、利便性の向上等を図るため、核となるテナントミックス店舗を整備し品揃えの充実を図る。また、施設内には市民交流の場を設け、市民交流を図ると共に市民が買物に加えて求めている多彩なイベント等を当該実施区域にある「置賜町スズラン通り商店街」と共同で実施し、商店街全体の活性化を目指し、中心市街地全体に波及効果をもたらすものである。

・当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況

中心市街地の主だった6地区における空き店舗数は、地区によってばらつきがあるものの、全体としては平成12年の81店舗から18年の86店舗と、ほぼ横ばいである。当該地区の置賜町の空き店舗数は平成12年の10店舗から平成18年の19店舗と増加しているが、空き店舗対策事業やチャレンジショップ卒業者の誘店などの取組により空き店舗への新規出店について一定の効果をあげている。

本事業の実施に伴う来街者の増加により中心市街地の魅力向上に繋げ、空き店舗の活用や低未利用地の有効活用を促進するものである。

・文教施設、医療施設、公共事業等まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること。

曾根田西地区暮らし・にぎわい再生事業で整備する商業・公益施設との相乗効果により、回遊できる賑わいのあるまちづくり及び生活・交流できる環境の向上を目指す観点から、諸事業と連動した事業である。

事名内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： <u>曾根田ショッピングセンター整備事業</u> 事業内容： 空きビル等を新たな集客施設として再整備する	(株)福島まちづくりセンター	福島駅の北側に位置する曾根田西地区において、平成10年に5階建ての商業施設が完成し百貨店等の入居により賑わっていたが、平成17年に百貨店が撤退したことにより1階から4階が空き	支援措置の内容 特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画	法第48条に基づく地方税の不均一課税

・当該中小小売商業高度化事業が当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組にもたらす影響

本計画区域の商品販売額は平成9年の商業統計調査では、89,390百万円であったものが、平成16年の調査においては63,921百万円と平成9年の71.5%に落ち込んでいます。また、歩行者・自転車通行量も平成12年と平成18年を比較すると平日・休日とも減少している。

表 歩行者・自転車通行量（調査地点9箇所）

	平日	休日
平成12年	46,331人/日	26,019人/日
平成18年	31,865人/日	25,428人/日
増減率	△31.2%	△2.3%

本事業の実施により、商店街に不足する業種の解消を図り、大型店などに流出している商圏内購買客の呼戻しを行うことや、商店街の回遊性を向上させることで商業活性化に寄与することが期待できる。

・個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力向上にどのように結びつき、また逆に商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結びついているのか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容

近年の福島市の中心市街地は、核となる大型商業施設の相次ぐ撤退によって、来街者の減少とともに地元での消費購買が極端に低下している状況にある。

このような状況を打破し来街者の増加、利便性の向上等を図るため、核となるテナントミックス店舗を整備し品揃えの充実を図る。また、施設内には市民交流の場を設け、市民交流を図ると共に市民が買物に加えて求めている多彩なイベント等を当該実施区域にある「置賜町スズラン通り商店街」と共同で実施し、商店街全体の活性化を目指し、中心市街地全体に波及効果をもたらすものである。

・当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況

中心市街地の主だった6地区における空き店舗数は、地区によってばらつきがあるものの、全体としては平成12年の81店舗から18年の86店舗と、ほぼ横ばいである。当該地区の置賜町の空き店舗数は平成12年の10店舗から平成18年の19店舗と増加しているが、空き店舗対策事業やチャレンジショップ卒業者の誘店などの取組により空き店舗への新規出店について一定の効果をあげている。

本事業の実施に伴う来街者の増加により中心市街地の魅力向上に繋げ、空き店舗の活用や低未利用地の有効活用を促進するものである。

・文教施設、医療施設、公共事業等まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること。

曾根田西地区暮らし・にぎわい再生事業で整備する商業・公益施設との相乗効果により、回遊できる賑わいのあるまちづくり及び生活・交流できる環境の向上を目指す観点から、諸事業と連動した事業である。

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： <u>(仮称)曾根田ショッピングセンター整備事業</u> 事業内容： 空きビル等を新たな集客施設として再整備する	(株)福島まちづくりセンター	福島駅の北側に位置する曾根田西地区において、平成10年に5階建ての商業施設が完成し百貨店等の入居により賑わっていたが、平成17年に百貨店が撤退したことにより1階から4階が空き	支援措置の内容 特定商業施設等整備事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画	法第48条に基づく地方税の不均一課税

1～2階商業施設 1F 8, 500㎡ 2F 6, 200㎡ 実施時期： 平成21年度～ 平成22年度		ビルとなった。 そこで、官民協働による解決策として、建物の4階部分に公共施設を、1～3階までテナント等を誘致することで多様な複合施設とするものであり、新たな集客向上による賑わいの創出に寄与する事業である。	の主務大臣認定 実施時期 平成22年度	に伴う 措置
事業名： 中心市街地内の商業施設 に対する税制支援 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

1～2階商業施設 1F 8, 500㎡ 2F 6, 200㎡ 実施時期： 平成21年度～ 平成22年度		ビルとなった。 そこで、官民協働による解決策として、建物の4階部分に公共施設を、1～3階までテナント等を誘致することで多様な複合施設とするものであり、新たな集客向上による賑わいの創出に寄与する事業である。	の主務大臣認定 実施時期 平成22年度	に伴う 措置
事業名： 中心市街地内の商業施設 に対する税制支援 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	措置の内容及び 実施時期	その他の 事項
事業名： <u>仲見世整備事業</u> 事業内容： 老舗飲食店街の老朽化に伴う再生整備 (テナントミックス店舗の配置、市民が利用できる広場等) 実施時期：平成22年度	(株) 仲見世	福島市中心街のパセオ通りに面し、昭和40年代から老舗飲食店街として一時代を築いた「仲見世」の老朽化に伴う全面閉店を受け、子どもや高齢者が利用できる広場の整備や夜間店舗以外にも来街者が滞留できるよう、昼間営業を行うテナントミックス店舗を配置し歩行者通行量の増加、商店街の活性化に寄与する事業である。	支援措置の内容 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業 費補助金 実施時期 平成22年度	
事業名： 置賜町地区暮らし・にぎわい再生事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 曾根田西地区 暮らし・にぎわい再生事業 【再掲】 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 中心市街地イルミネーション事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 山車フェスティバル・わらじまつり開催事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け 及び必要性	措置の内容及び 実施時期	その他の 事項
事業名： <u>(仮称)仲見世整備事業</u> 事業内容： 老舗飲食店街の老朽化に伴う再生整備 (テナントミックス店舗の配置、市民が利用できる広場等) 実施時期：平成22年度	(株) 仲見世	福島市中心街のパセオ通りに面し、昭和40年代から老舗飲食店街として一時代を築いた「仲見世」の老朽化に伴う全面閉店を受け、子どもや高齢者が利用できる広場の整備や夜間店舗以外にも来街者が滞留できるよう、昼間営業を行うテナントミックス店舗を配置し歩行者通行量の増加、商店街の活性化に寄与する事業である。	支援措置の内容 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業 費補助金 実施時期 平成22年度	
事業名： 置賜町地区暮らし・にぎわい再生事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 曾根田西地区 暮らし・にぎわい再生事業 【再掲】 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 中心市街地イルミネーション事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 山車フェスティバル・わらじまつり開催事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

事業名： まちなかコンサート開催 事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 商店街「朝市」開催事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： ふくしま花のまち推進事 業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 福島の商業再発見イベン ト事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： ふくしまウェルカムチケ ット事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 福島市まちなかイベント 情報事業 (略)	()	(略)	(略)	(略)
事業名： 中心市街地にぎわい事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 新規創業者等支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 街なかにぎわい創出事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ②～(4) 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
[1]～[2] (1)～(4) 略

事業名： まちなかコンサート開催 事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 商店街「朝市」開催事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： ふくしま花のまち推進事 業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 福島の商業再発見イベン ト事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： ふくしまウェルカムチケ ット事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 福島市まちなかイベント 情報事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 中心市街地にぎわい事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 新規創業者等支援事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事業名： 街なかにぎわい創出事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ②～(4) 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
[1]～[2] (1)～(4) 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1]～[3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

①市街地の整備改善のための事業

- 1 栄町置賜町線道路事業
- 2 矢剣町渡利線道路事業 (※清明町工区)
- 3 腰浜町町庭坂線道路事業
- 4 舟場町山下町線道路事業
- 5 高質空間形成施設
- 6 地域創造支援事業
- 7 旧米沢藩米蔵復原事業
- 8 福島駅前通り等整備検討会設置
- 9 街なか広場整備検討会設置
- 10 福島都心中央土地区画整理事業
- 11 中央学習センター等整備計画策定事業
- 12 信夫山公園整備事業
- 13 曾根田町桜木町線道路事業 (宮下町工区)
- 14 太平寺岡部線道路事業 (御山町工区)
- 15 小規模緑地整備事業
- 16 太平寺岡部線道路事業 (太田町工区)
- 17 矢剣町渡利線道路事業 (矢剣町工区)

②都市福利施設を整備する事業 略

③街なか居住の推進のための事業 略

④商業の活性化のための事業 略

⑤4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業

- 55 自転車利用環境総合整備事業
- 56 福島駅西口駅前広場再整備事業
- 57 レンタサイクル事業
- 58 市役所新庁舎(東棟)整備事業
- 59 まちなか循環周遊バス社会実験
- 60 まちなか自転車利用促進事業
- 61 「福島バスまつり」開催事業
- 62 中心市街地活性化交通支援事業

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 略

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1]～[3] 略

[4] 都市機能の集積のための事業等

①市街地の整備改善のための事業

- 1 栄町・置賜町線道路事業
- 2 矢剣町・渡利線道路事業 (※清明町工区)
- 3 腰浜町・町庭坂線道路事業
- 4 舟場町・山下町線道路事業
- 5 高質空間形成施設
- 6 地域創造支援事業
- 7 旧米沢藩米蔵復原事業
- 8 福島駅前通り等整備検討会設置
- 9 街なか広場整備検討会設置
- 10 福島都心中央土地区画整理事業
- 11 中央学習センター等整備計画策定事業
- 12 信夫山公園整備事業
- 13 曾根田町・桜木町線道路事業
- 14 太平寺・岡部線道路事業 (御山町工区)
- 15 小規模緑地整備事業
- 16 太平寺・岡部線道路事業 (太田町工区)
- 17 矢剣町・渡利線道路事業 (矢剣町工区)

②都市福利施設を整備する事業 略

③街なか居住の推進のための事業 略

④商業の活性化のための事業 略

⑤4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業

- 55 自転車利用環境総合整備事業
- 56 (仮称)福島駅西口駅前広場再整備事業
- 57 レンタサイクル事業
- 58 市役所新庁舎(東棟)整備事業
- 59 まちなか循環周遊バス社会実験
- 60 まちなか自転車利用促進事業
- 61 「福島バスまつり」開催事業
- 62 中心市街地活性化交通支援事業